

質 問 回 答

2015年8月24日

「(案件名)インド国 REDD+に関する情報収集・確認調査(一般競争入札(総合評価落札方式))」(公示日:2015年8月12日/公示番号:150617)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	入札説明書 p.32 (3) 定額で計上する経費	<p>定額で計上する経費にセミナー開催費がありますが、ここでいう「セミナー」は、第2次現地調査時に開催するワークショップのことを指しているという理解でよろしいでしょうか？ なおワークショップ開催には、以下の費用などがかかると想定していますが、精算が認められる項目を教えてくださいませんか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会場費 ・ ブレイク中の軽食費 ・ 参加者の旅費、宿泊費、日当 ・ 資料印刷費 <p>開催支援のための現地スタッフの雇用(参加者のロジ手配、会場の手配、司会、ファシリテータ、精算作業など)</p>	<p>「(3) 定額で計上する経費」のうちの「セミナー開催費」は、第2次現地調査時に開催するワークショップの開催費用を意味します。なお、精算が認められる項目は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会場借上費 ・ 会議費(提供する軽食費) ・ 参加者旅費、宿泊費及び日当 ・ 資料印刷費 ・ ロジ支援のためのローカルスタッフの傭人費 ・ ワorkshop開催に係る支援業務の再委託費
2	入札説明書 p.15 (5) 現地再委託	再委託費は対象州の森林の現況及びREDD+のポテンシャルに関する情報収集・分析に関連した一部	「5.(4)4)REDD+に係るワークショップの開催」に係る支援業務も現地再委託を認めます。

通番号	当該頁項目	質問	回答
		のみが認められるとなっておりますが、ワークショップの開催支援(参加者のロジ手配、会場の手配、司会、ファシリテータ、精算作業など)も再委託に含めることは可能でしょうか。	
3	入札説明書 p.18 (1) 報告書等	インテリムレポートは英語日本語の両方になっていますが、作業効率を考えて、日本語または英語のどちらかだけにすることも可能でしょうか。	インテリムレポートは英語版のみの作成とします。
4	入札説明書 p.17 (4) 第2次現地調査	第2次現地調査では、ドラフトファイナルレポートを提出して JICA の確認を得たうえでインド側関係機関の説明協議し、了解を得、その後ワークショップを開催することになっていますが、時間的な制約上、ドラフトファイナルレポートを日英両方作成するのは非常に困難であると考えます。そこでドラフトファイナルレポートは初めに英語のみを作成し、ワークショップの後日本語版を作成することも可能でしょうか。	ドラフトファイナルレポートの日本語版の作成の時期は、ワークショップの開催後とすることを認めます。

通番号	当該頁項目	質問	回答
5	入札説明書 p.24 (3) 作業計画	別途様式 2 - 5 を使って、業務全体のフローチャートを作成すると記載されていますが、そのままの様式ですと作成が困難のため、別途様式 2 - 5 を必要に応じて編集しながら作成しても良いという理解でよろしいでしょうか？また業務実施契約の提案書に通常含める別途様式 2 - 5 を使って作成する作業計画の表は必要ないという理解でよろしいでしょうか。	業務全体のフローチャートについては、様式 2-5 を使用して適宜加工して作成してください。また、入札説明書 P55 にあるとおり() 本件の別途様式 2-5 は、通常の業務実施契約の提案書に添付する作業計画(様式 2) と同一の様式です。 【入札説明書 P55 抜粋】 (別添様式 2 - 5) 作業計画 様式は、こちらのサイトにある「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2013年11月版)様式」のうち、様式 - 2 をご参照下さい。 http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html
6	指示書 15 頁 : (5)現地再委託	一部の業務内容について、現地での再委託を認めるとあるが、特殊傭人を雇用して調査を実施する可能性も踏まえ、再委託費ではなく特殊傭人費を計上しても良いでしょうか？	現地再委託によらず、特殊傭人の傭上によることも認めます。この場合には、「1.直接経費(2)現地関連費」において費目の項目を設けて明確に積算してください。
7	指示書 33 頁 : 2. (1) 1)数量の確認が必要な金額の確定「航空賃」	「業務従事者の従事計画・実績表」にて、・・・を上限とします。とあるが、精算時には航空券(実費)の単価の精査は行わないという理解で良いでしょうか？	精算時に、航空券(実費)の精査は行いません。本契約では、入札後に、入札金額内訳書に航空賃の積算があれば、応札者が提案する渡航回数を確認し、一渡航当たりの単航空賃価を定め、この一渡航当たりの航空賃単価及び渡航回数を契約の内容とします。

通番号	当該頁項目	質問	回答
8	入札説明書 P21 1)作業人月	作業人月(目途)として、以下となっ ていいるが、(全体)の M/M の正し い数値は 11.67M/M では？ (全体)約 11.56M/M (内訳)現地作業:約 8.67M/M 国内作業:約 3.00M/M	入札説明書 P21 1)作業人月の記載を以下のとおり訂正します。 【訂正前】 (全体)約 11.56M/M (内訳)現地作業:約 8.67M/M 国内作業:約 3.00M/M 【訂正後】 (全体)約 11.67M/M (内訳)現地作業:約 8.67M/M 国内作業:約 3.00M/M

以上